

令和5年度版 第六中学校いじめ防止基本方針（下線部＝令和5年4月改正箇所）

1 本校におけるいじめ防止のための基本方針

本校では平成26年9月に全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ生徒はいない」との認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「第六中学校いじめ防止基本方針」を策定した。その後、「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会報告書」（平成30年2月27日）の公表を受けて、また新型コロナウイルス感染拡大によるいじめ防止の取組を踏まえて令和2年7月に改訂を行った。市内では過去3年間で3件の重大事態が発生し、第三者委員会を立ち上げていることから、また、令和4年3月に「青梅市いじめ防止基本方針」が改定されことから、本校でも基本方針を見直し、いじめの防止と早期発見、迅速な解決に向けて以下のように策定した（以下、下線部が令和5年度に改正した箇所）。

- 道徳科を中心として全教育活動を通して生徒個々の自己有用感・自尊感情を育み、いじめを防止する。
- 生徒会活動の一部、SOS教育、セーフティ教室もいじめ防止の指導に位置付け、生徒自ら危機を回避する能力を育成する。
- 日常のいじめ発見は、学年のスクリーニング会議や校内チーム会議(生徒指導部会)に挙げるかどうか検討する。
- チーム会議で
- 教員はいじめを見過ごさない、許さない、学級・学年・学校・部活動の雰囲気づくりに努める。
- いじめ等の早期発見のため、アンケートや面談、SCによる全員面接を定期的に行う。
- 早期対応及びいじめ問題に取り組む組織（第六中学校いじめ対策委員会）を生徒指導部のメンバーを中心に設置する。いじめの認知はこの組織が行う。
- いじめ問題の早期発見・対応をめざして、毎週の運営委員会冒頭にいじめ対策委員会を設け、生徒情報の交換にスクリーニングシートを活用する。スクリーニングシートは、教育相談担当者が管理運営する。
- 登校支援室・民生児童委員・子ども家庭支援センター等と情報共有し、積極的に活用する。
- 学校における新しい生活様式の定着を図るとともに新型コロナウイルス感染拡大によるいじめの防止に努める。

●いじめの定義（いじめ対策防止推進法第2条第1項）

○児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[起こった場所は学校の内外を問わない。繰り返しか一時的なものかは問わない。また深刻でなくてもよい。]

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを絶対に見過ごさない、許さない、雰囲気づくりに努める。
 - ア いじめは絶対に許されないことを生徒に自覚させるために、道徳科や特別活動において年に3回、「いじめ防止のための学習」を実施する。（参考：「いじめ防止プログラム」P25-27）
 - イ 生徒一人一人が、いじめに向き合い、危機管理能力の一つとしていじめ防止のための言動が身

に付くよう教育活動全般を通して人権意識の向上を図る。

ウ 定期的に七小児童会と会議を持ち、具体的な活体活動を経験させる。

(2) 教職員は生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 生徒一人一人が活躍できる場面や機会を日常的に設定する。

イ 道徳科や教育活動全体を通して自己有用感を高め、自尊感情育む教材開発や体験活動を進める。

ウ 人とのかかわり方を身に付けるため地域の活動を積極的に利用する。黒澤川清掃、避難所開設訓練、市民運動会、小中合同音楽会等の行事及びボランティア等を通し、積極的に人とのかかわりを推進する。

エ 青梅市の「こども会議」を中心にいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

(3) インターネット関連のいじめ防止等について指導するとともに職員研修を行う。

ア タブレットを利用したいじめの書き込みや個人情報の送信など、不正使用の防止に向けて学級活動や授業等で使用上のルール of 徹底を図る。

イ セーフティ教室、終業式の生徒指導講話等を活用して、ネットの掲示板や SNS における誹謗・中傷等の書き込みはいじめであり、決して許されないこと、またむやみに個人情報を送信することは重大な被害につながることを生徒に理解させるとともに保護者・地域への啓発も行う（六中 SNS ルールの利用）。

ウ 生徒指導部が中心となって性同一性障害や性的指向・性自認に係る対応や都の人権課題を意識した日常的な指導によりいじめを防止する体制を構築する。

エ 校内研修会インターネット関連のセキュリティ講習会（職員会議後等の随時）・体罰防止研修会（=月 1 回のサービス事故防止研修）・人権研修会（=年 2 回のスクリーニング研修会）を行う。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、多様な手段を講じる。

ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年 5 回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。

イ 定期的にいじめチェックリストやスクリーニングシートを活用し、学級・授業・部活動・行事等で生徒について少しの異変でも気付いたことを学年会だけでなく朝の打ち合わせ、運営委員会・生徒指導部会で報告・連絡・相談し、全教職員が当該生徒について共通理解し、指導方法について共通認識する。

ウ SOS の出し方に関する教育を中学校 3 年間で 1 回以上実施する。

エ 生徒が SOS を発信しやすいように教員のアンテナの感度を高めて「いつでもだれでも相談できる環境」の充実を図る。

オ スクールカウンセラーによる全員面接を通して、カウンセラーに相談しやすい環境を整える。

カ 生徒との個人面談（学級、教科、部活等）において、生徒が相談しやすい環境を整える。

キ 生徒指導部を中心に特別支援教育・教育相談各コーディネータ、スクールカウンセラーとの連携を強化する。

ク 学校運営連絡協議会、PTA 活動を通し、生徒の情報が入りやすい環境をつくる。

ケ 東京都教育委員会「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」を活用する。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して組織的に対応する。

- ア 生徒・保護者等からいじめの報告を受けた教職員は、迅速に学年・生徒指導部・管理職に報告する。
- イ 校長は、報告を受けた時点で青梅市教育委員会へ報告する（第1回報告）。
- ウ 校長は、迅速にいじめ対策委員会を開催する。対策委員会は情報収集・事実確認の上、いじめとして認知できるか否かを判断する。
- エ 校長は、いじめの認知の可否結果について、青梅市教育委員会に報告する（第2回報告）。
- オ いじめとして認知できない場合でも、学校はいじめを報告した生徒・保護者へも連絡し、背景や理由を説明する。
- カ いじめ対策委員会において校長以下、役割分担を明確にして当面の指導方針、調査方法、指導方法等について教職員全体で共通理解を図りながら解決に取り組む。
- キ 管理職は保護者への連絡や事実確認の連絡において担任を支援するとともに、関係機関とも連携し、早急な解決に向けて組織的な対応を心がける。
- ク いじめられている生徒の身の安全を最優先に考えてケアし、状況により卒業までそのケアを継続する。加害生徒自身へのケアも忘れないようにする。
- ケ 加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たるとともに、その後も組織的に指導を継続する。特に加害生徒の場合、人との不適切な関わり方が多く見られたり、かつていじめられていたりすることもあるので断続的に指導やケアをしていく必要がある。

●いじめ認知の対象

①好意で行った言動（親切のつもりが…）、②意図せずに行った言動（悪意はなかったのに…）、③衝動的に言った言動（つい、かっとなつて…）で、「心身の苦痛を感じさせた」行為は全て「いじめ」に該当する（「法令上のいじめ」）。継続性がない行為、偶発的な行為、謝罪によりすぐ解決した行為も同様にいじめ認知の対象である。（「人権プログラム」平成30年版 119ページ）いじめが疑われる行為はすべていじめ対策委員会に報告し、そこでいじめかどうか認知される。そのうち重大事態と疑われるものは、下記の「5 重大事態への対応」を行う。

●いじめの聞き取り時の留意点

生徒へのいじめの事実の聞き取りについては、例えば次のようなことに留意して行う。

- ① 日頃から様々な機会を利用していじめの定義（1ページ=いじめ対策防止推進法第2条第1項）及び重大事態の定義（4ページ=法第28条第1項）の理解を生徒に促すとともに、聞き取りの前にも教職員から事前に説明しておく。特に法令上のいじめ（加害生徒に悪意はないが、被害生徒が結果としていじめと受け止めたもの）もいじめであることも説明しておく。
- ② いじめかどうか必ず生徒自身の受け止めを確認する。その際、今後、学校はいじめられた生徒の身の安全確保を図ることも生徒に伝える。
- ③ いじめであるにも関わらず被害生徒が自らいじめを否定する場合は、再度学校からも生徒の置かれた状況や加害生徒を指導する必要性を説明するなどして、解決に向けて生徒の理解を得られるようにするとともに保護者へも連絡し、協力を仰ぐ。
- ④ 聞き取りに対応する教員は複数で臨む。原則として担任・学年で対応する。いじめアンケート・の場合は、原則として担任が（できれば学年教員が同席する等複数対応）、体罰調査の場合は副校長が聞き取る。聞き取り後、学年主任・生活指導主任へ迅速に報告する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導部会・学年会…法令上のいじめ（疑いを含む）の把握等、情報交換、集約を行う。

構成員：生活指導部・各学年の構成教員

開催日程：週 1 回生活指導部会・学年会（スクリーニング会議を含む）

(2) 学校いじめ対策委員会…校務分掌に「第六中学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うためいじめ対策委員会を設置する。[下記構成員は7月から]

構成員：管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教務主任、教育相談担当（養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター=以上運営委員会の構成員）、当該学年担任、スクールカウンセラー

開催日程：いじめ発生時だけでなく、年 5 回定期開催する。また、週 1 回の運営委員会冒頭の時間に学校いじめ対策委員会を常時開催し、いじめの防止に向けて学校として日常的に取り組んでいく。

(3) 学校サポートチーム…いじめ問題について専門家の意見をを得て解決するための支援活動を行う。

構成員：校長・副校長・主幹教諭・生徒指導主任（委員長）・学年主任・養護教諭（特別支援コーディネーター）・スクールカウンセラー・民生児童委員・青梅警察署（スクールサポーター）

開催日程：必要に応じて開催する。

5 重大事態への対応

●重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- （生命心身財産重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- （不登校重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（めやすとして欠席 30 日以上。）
- （保護者からの申し立てによる疑いが発生したとき）**被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき**（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること**。この点は法に定められているにもかかわらず、学校が失念しやすい点であることに注意する。
- （不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応）自殺は、重大事態として認知し、「緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月 文科省）を参照し、組織体制を整備して対応すること。

(1) 重大事態の認知は、校長のリーダーシップのもとで学校いじめ対策委員会が行う。

(2) 重大事態の認知後は、調査を実施するなど情報収集し、事実関係を明確にして今後の指導方針、指導方法を迅速に決定する。その際、教職員の役割分担に基づいて組織的に取り組む。

(3) (2) について全教職員が情報を共有し、指導方法を共通理解したうえで取り組む。

(4) 保護者への連絡は、生徒が学校から保護者への連絡を拒否したとしても、重大事態（疑いも含む）であることを学校が生徒に十分説明し、学校の責任で保護者へ連絡する。

(5) 生徒指導部・担任・学年による聞き取りや調査、その後の学校生活においていじめられた生徒の安全確保を図ると共に、加害の生徒へのケアにも配慮する。

(6) 重大事態を認知した時点で、速やかに青梅市教育委員会へ報告をするとともに、助言・指導を受

ける。

(7) 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。

(8) 調査の結果などについては、保護者に対して事実関係等の情報を中心に人権に配慮しながら適切に提供する（詳細は以下の **6 家庭や地域、関係機関との連携** 参照）。

6 家庭や地域、関係機関との連携

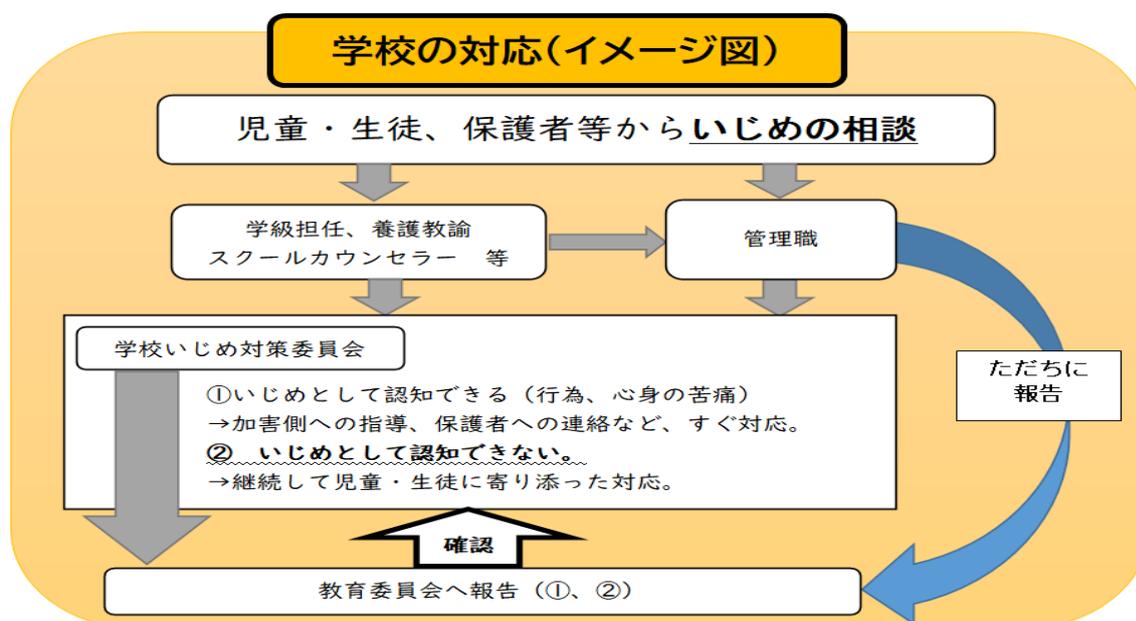
ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、親子間でのコミュニケーションを促し、学校の情報が正しく家庭に伝わるようにする。

イ いじめられている生徒が学校や家庭に相談できない場合（大人への相談を拒否し、家庭への連絡を嫌がる場合）は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用も促す。

エ 日頃からPTAやコミュニティ・スクールの学校運営協議会等で、いじめ問題・健全育成についての情報交換を行う。また、必要に応じて学校側からの説明や情報提供を行う。

オ 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。

カ 校内だけでなく登校支援室(S S W)、子ども家庭支援センター等の関係機関の専門家と連携する。



「青梅市いじめ基本方針」(令和4年3月改定)から引用

令和5年度 第六中学校いじめ総合対策 年間計画

令和5年4月26日(水)

委員会：学校いじめ問題対策委員会、研修：いじめ防止校内研修、調査：いじめアンケート調査

No.	時期	委員会	研修	調査	内容	備考
1	4月	5日	1		青梅市いじめの防止に関する条例 青梅市いじめ防止基本方針 学校いじめ防止基本方針等について周知 重大事象の判断[以上、職員打ち合わせ]	青梅市いじめ防止マニュアル
2		27日	1		「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 教職員の意識向上と組織的対応の徹底[生徒指導部]	上P. 37 上P. 23
3	5月	18日	2		※「心のパスポート」の活用[学級活動]	全児童生徒配布
4	6月	20日		1	6/20～6/28に実施、対象期間4/1～6/30	
5		29日	3		いじめアンケート調査結果について[対策委員会]	
6		30日			※SOSの出し方に関する教育(1年生対象の授業) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	上P. 30 上P. 58
7	7月	4日	4		※道徳授業地区公開講座[全校] 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	上P. 51 上P. 54
8		20日	5	2	SNSの書き込みからいじめが発見された事例(職員打ち合わせ)	下P. 95
9	9月	20日		2	9/20～9/27、対象期間7/1～9/30(記名・無記名選択・家庭持ち帰り)	
10		28日	6		いじめアンケート調査結果について[対策委員会]	
11		29日			いじめを生まない環境づくり ※全校集会等で児童・生徒からのいじめ防止の講話[学活]	下P. 78
12	10月	18日	7		いじめを許さない指導の充実[職員会議]	上P. 28
13	11月	20日		3	11/20～11/29、対象期間10/1～11/30(記名)	
14		22日	3		子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築[職員会議]	
15		30日	8		いじめアンケート調査結果について[対策委員会]	上P. 46
16	12月	25日	9	4	加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例[職員打ち合わせ]	上P. 59
17	1月	31日	10		いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携[スクリーニング研修会] ※外部講師：教育法務相談員、青梅警察スクールリーダー、SSW	下P. 80
18	2月	14日	5		全ての教職員による子供の状況把握[職員会議]	
19		18日		4	2/18～2/29、対象期間12/1～2/29(記名)	
20		22日	11		いじめアンケート調査結果について[対策委員会]	上P. 44
21	3月	25日	12		学校サポートチームの活用(次年度)[職員打ち合わせ]	上P. 112

※ の月は、いじめ防止強化月間を示す。

※ 備考欄のページは、「『いじめ総合対策』【第2次一部改定】上巻[学校の取組編]および下巻[実践プログラム編] 令和3年2月 東京都教育委員会」のページを示す。

※ 事例研修は、下P. 70の「教員研修プログラム」の概要に沿って進める。

※ いじめ防止校内研修は、職員会議等の時間を活用して、計画的・効率的に行う。ただし、年間3回以上、60分程度の時間を確保して、いじめ防止に特化した研修を行う。